

公益財団法人沖縄県体育協会体育館及び会議室使用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県体育協会（以下「協会」という。）の体育館及び会議室を体育団体等の行う体育活動等に供するため、必要な事項を定めるものとする。

(使用等の許可)

第2条 体育館及び会議室を使用しようとする者は、あらかじめ協会理事長（以下「理事長」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 理事長は、前項を許可するに当たり管理運営上必要と認められる条件を付することができる。
- 3 使用者が、その使用を中止し、または終了したときは直ちにその旨を理事長に届けなければならない。
- 4 理事長は、次の各号の一に該当するときは、第1項の許可を与えないことができる。
 - (1) 体育館及び会議室の管理運営上支障があるとき。
 - (2) 体育館及び会議室を使用させることが適当でないと認められるとき。

(許可の取り消し等)

第3条 理事長は、次の各号の一に掲げる場合には、許可事項を変更し又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 協会の緊急な行事で体育館及び会議室を使用するとき。
 - (2) 使用者が許可の目的又は条件に違反したとき。
 - (3) 使用者がこの規程又は理事長の指示した事項に違反したとき
 - (4) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
 - (5) 前条4項の各号の一に該当するとき。
- 2 前項の規定により許可事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても協会は、その賠償の責めを負わないものとする。

(使用料)

第4条 体育館及び会議室を利用する者に対しては、別表に定める使用料を徴収する。

- 2 使用料は、理事長が認めた場合を除き現金で前納しなければならない。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、理事長が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。
- 4 理事長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、第1項の使用料を減免することができる。

(特別設備)

第5条 使用者は、体育館及び会議室に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

- 2 第2条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(原状回復義務)

第6条 使用者は、体育館及び会議室の使用を終了したときは、ただちに使用場所を原状に回復しなければならない。第3条1項の規定により使用の許可を取り消されたときも同様とする。

(損害賠償義務)

第7条 使用者が施設を損壊し又は滅失したときは使用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(遵守義務)

第8条 体育館及び会議室を利用する者は、次の各号に掲げた事項を遵守しなければならない。ただし、使用者が許可を受けた目的の範囲内において行う行為はこの限りではない。

- (1) 体育館及び会議室の施設、設備等を棄損し、又は汚損しないこと。
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- (4) 物品を陳列し、若しくは広告等を配付しないこと。
- (5) 火気又は危険物を取り扱わないこと。
- (6) 前各号のほか理事長が指示する事項。

(許可等の事務専決)

第9条 体育館及び会議室の使用許可について本規程に基づき事務局長で審査し許可を与えることができる。但し、次の各号の一に該当するときは上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 使用許可申請が重要であると認められるとき。
- (2) 取扱い上異例に属し、又は先例になると認められるとき。

(雑則)

第10条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規程は平成27年 5月 1日から施行する。
- 2 この規程は平成29年 4月 1日から施行する。

公益財団法人沖縄県体育協会体育館及び会議室使用規程細則

(総則)

第1条 この細則は、公益財団法人沖縄県体育協会体育館及び会議室使用規程の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館日・開館時間及び休館日)

第2条 公益財団法人沖縄県体育協会体育館及び会議室の開館日、開館時間及び休館日は次の表のとおりとする。

開館日	開館時間	休館日
1月5日から 12月27日まで	午前9時から 午後9時まで	毎週月曜日

2 前項の規定にかかわらず公益財団法人沖縄県体育協会理事長（以下「理事長」という。）は、必要があると認めるときは、開館日、開館時間及び休館日を変更し、又は入館を制限することができる。

(許可手続)

第3条 規程第2条第1項の規定による体育館及び会議室の使用の許可及び規程第5条第1項の規定による特別設備の許可を受けようとするときは、体育館（会議室）使用許可申請書（第1号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出及び提出期限は次の各号に掲げるとおりとする。但し、理事長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 体育館使用許可申請書及び会議室使用許可申請書は使用予定日の1月前から3日前までに提出しなければならない。

(2) 体育館をスポーツ以外に、会議室を会議以外に使用するときは使用日の1月前までに申請書を提出しなければならない。

3 使用を許可した場合は、使用許可通知書兼領収書（第2号様式）を代表者に交付する。但し、体育館をスポーツに、会議室を会議に使用する場合は交付しないことができる。

(変更許可の申請書等)

第4条 体育館及び会議室使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は許可事項を変更し又は使用を取り消そうとするときは、体育館（会議室）使用許可変更（取消）申請書（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。但し、理事長が特にその必要がないと認める使用者については省略することができる。

(使用予約の取消し)

第5条 体育館及び会議室使用許可申請書の提出並びに使用料を使用日の3日前までに提出、入金がなければ使用予約は取消しとなる。

(使用料の返還)

第6条 規程第4条第3項のただし書きの規定により、既納の料金を返還する場合は、次の各号に該当するときとする。

- (1) 天候、その他不可抗力な事由により、使用できなかったとき。
- (2) 規程第3条第1項により使用を取り消したとき。
- (3) 前条第1項の規定により使用日の3日前までに届け出たとき。

附則

- 1 この細則は平成27年 5月 1日から施行する。
- 1 この細則は平成29年 4月 1日から施行する。

使 用 料

施設名		日 時		使 用 料 (1時間当たり)		
				高校生以下	加盟団体 入居団体	その他一般
体 育 館		平日	9時～17時まで	700円	700円	1,000円
		平日	17時～21時まで	1,000円	1,000円	1,500円
		土日祝日	9時～21時まで			
会 議 室	A・B	平日	9時～17時まで	-	700円	1,000円
		平日	17時～21時まで		1,000円	1,500円
		土日祝日	9時～21時まで			
	A	平日	9時～17時まで		400円	600円
		平日	17時～21時まで		600円	900円
		土日祝日	9時～21時まで			
	B	平日	9時～17時まで		300円	400円
		平日	17時～21時まで		400円	600円
		土日祝日	9時～21時まで			

※消費税込

※1時間を超える借用のみ30分毎の借用を認め、上記の金額の半額とする。